

5. 誘導施設

(1) 誘導施設とは

都市計画運用指針（国土交通省）において、「誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。」とされています。また、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下の例が示されています。

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

(2) 誘導施設の考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導する施設を設定します。誘導施設の設定にあたっては、現在の人口構成や将来の人口推計と、都市機能誘導区域や公共交通徒歩圏（鉄道駅徒歩圏 800m及び基幹公共交通軸のバス停徒歩圏 300m）の施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めます。

都市機能誘導区域を設定しない新町駅周辺は誘導施設を設定しないこととします。

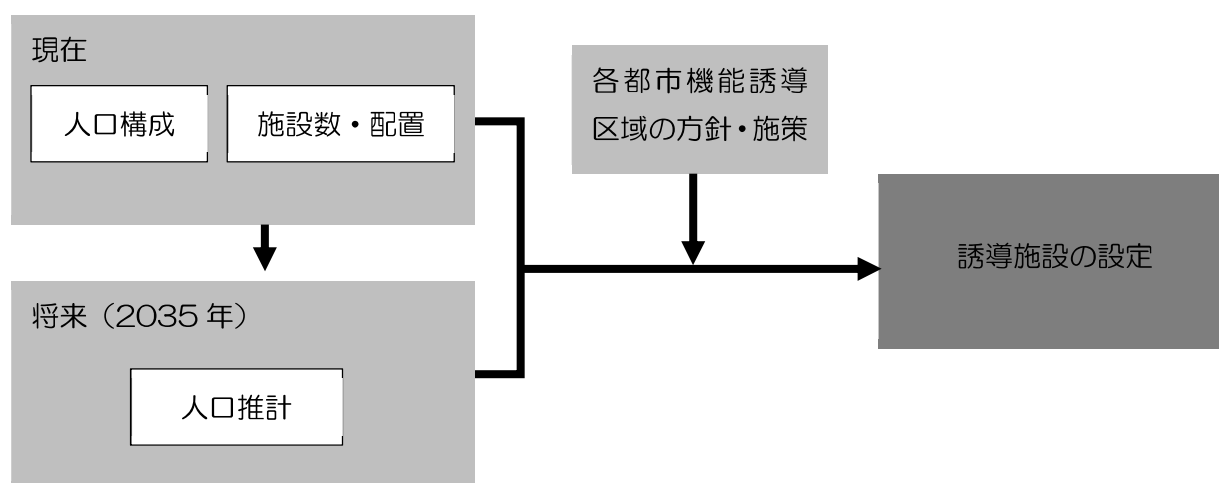
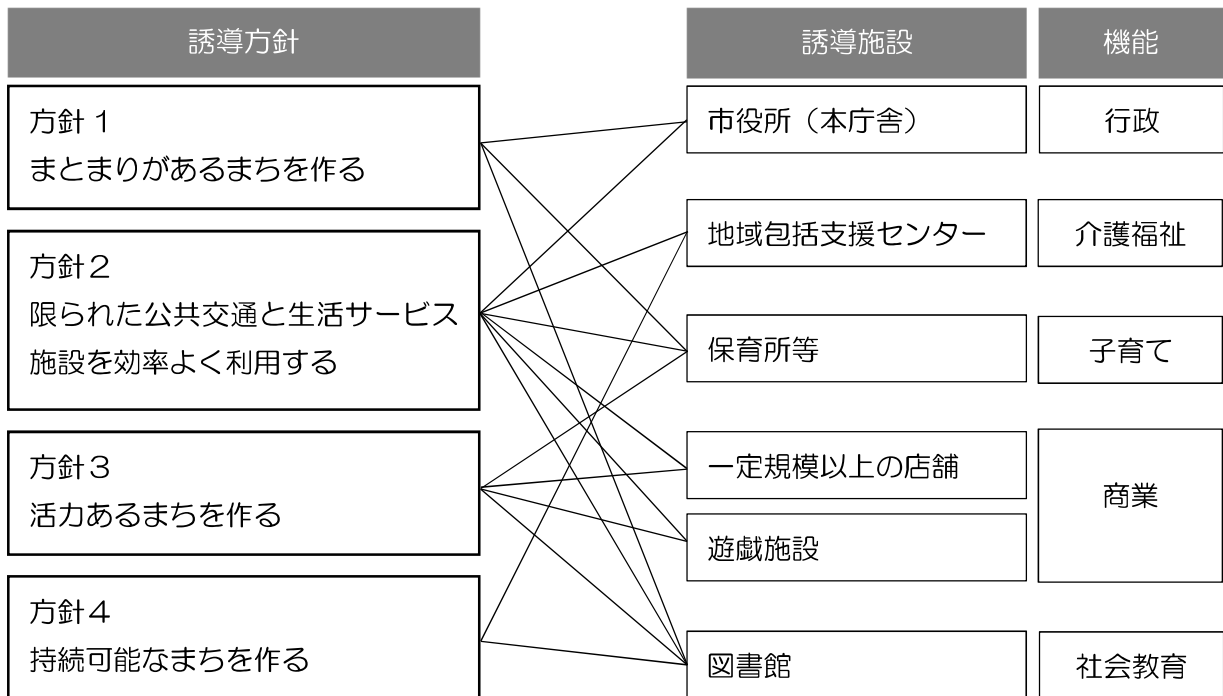


図 誘導施設の選定フロー

(3) 誘導方針と誘導施設

市の誘導方針を踏まえ、誘導施設の候補を以下のように設定します。



<参考> 誘導施設の定義

機能	種類	定義
行政	市役所（本庁舎）	◆ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項に規定する事務所
介護福祉	地域包括支援センター	◆ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
子育て	保育所等	◆ 以下①～④の施設のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項で規定する地域子育て支援拠点事業及び第 7 項で規定する一時預かり事業を実施する施設 ①児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所 ②児童福祉法第 59 条の 2 において都道府県知事への届出が必要である施設（認可外保育所） ③学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園 ④就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
商業	店舗	◆ 延床面積 500 m ² 以上の店舗
	遊戯施設	◆ 映画館、劇場など、近隣商業地域、商業地域に建設可能な遊戯施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）による規制対象でないもの
社会教育	図書館	◆ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に定める図書館

(4) 誘導施設の設定

① 中心市街地

ア.人口動向

中心市街地における2015年（平成27年）と2035年の人口動向を以下に示します。全体に対する年少・老年人口の各割合は都市計画区域全体とほぼ同様の傾向を示します。居住誘導区域内では、今後、年少人口が約940人減少し、老年人口が約410人増加することが見込まれます。

単位：人

	居住誘導区域内		公共交通徒歩圏内		(参考) 都市計画区域全体	
	2015年	2035年	2015年	2035年	2015年	2035年
全体	18,678	15,658	22,005	18,754	63,009	53,185
年少人口 (0～14歳)	2,508 (13.4%)	1,567 (10.0%)	2,950 (13.4%)	1,882 (10.0%)	7,986 (12.7%)	5,199 (9.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,105 (59.5%)	8,612 (55.0%)	13,141 (59.7%)	10,352 (55.2%)	37,450 (59.4%)	28,918 (54.4%)
老年人口 (65歳以上)	5,065 (27.1%)	5,479 (35.0%)	5,914 (26.9%)	6,520 (34.8%)	17,573 (27.9%)	19,068 (35.8%)

()内は全体に対する割合

イ.誘導施設の考え方

旧来からの市の中心であり、鉄道・各方面へのバスの乗り換えや、行政、商業、金融、生涯学習、福祉などの都市機能を備え、中心的な役割を担うエリアです。

既に行政機能（市役所本庁舎、地域包括支援センター）、子育て支援機能（保育所・幼稚園・認定こども園）、商業機能（スーパー）、社会教育機能（図書館）等が立地しており、今後も維持に努めます。

さらに、今後増加する高齢者が活動的に暮らせるよう、また、子育て世代の定住促進のための施設を維持・誘導します。

ウ.現在の施設立地状況

単位：箇所（商業のみ棟数）

		都市機能誘導区域内	公共交通徒歩圏内
行政	市役所（本庁舎）	1	1
介護福祉	地域包括支援センター	1	1
子育て	保育所等※子育て支援センター及び一時保育未実施の施設を含む	4	8
商業	店舗	459※	971※
	遊戯施設		
社会教育	図書館	1	1

※都市計画基礎調査の「商業施設、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅」の棟数計

※商業施設は平成29年3月時点、子育て施設は平成30年4月時点、その他は平成30年8月末時点

工. 誘導施設

以上を踏まえて、中心市街地の都市機能誘導区域の誘導施設を以下の通り設定します。

		備考
行政	市役所（本庁舎）	
介護福祉	地域包括支援センター	◆ 高齢者の暮らしをサポートする拠点
子育て	保育所等	◆ 在宅で子育てしている家庭でも利用可能な地域子育て支援拠点や一時預かりのサービスを提供する保育所等
商業	店舗（延床面積 500 m ² 以上）	◆ 日常の買い物や、市内外の人が買い物に利用する一定規模以上の店舗、遊戯施設
	遊戯施設	
社会教育	図書館	

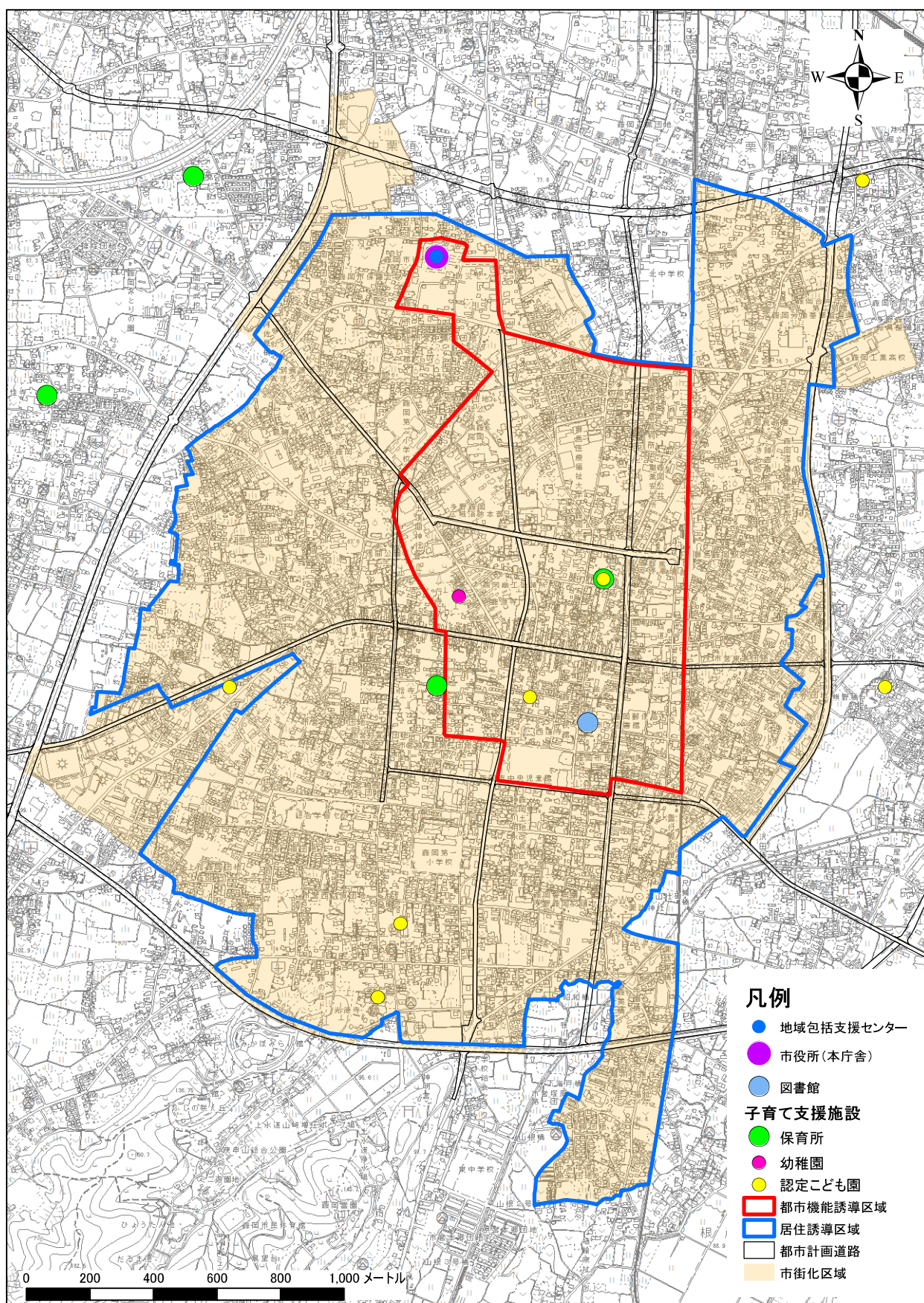


図 中心市街地における施設の立地状況

② 北藤岡駅周辺

ア.人口動向

北藤岡駅周辺における2015年(平成27年)と2035年の人口動向を以下に示します。2015年(平成27年)は都市計画区域全体と比較して年少人口の割合が高くなっていますが、少子高齢化が進行し、2035年にはほぼ同様の人口構成比となる見込みです。

単位：人

	居住誘導区域内		公共交通徒歩圏内		(参考)都市計画区域全体	
	2015年	2035年	2015年	2035年	2015年	2035年
全体	2,094	1,731	4,479	3,676	63,009	53,185
年少人口 (0~14歳)	317 (15.1%)	174 (10.0%)	675 (15.1%)	364 (9.9%)	7,986 (12.7%)	5,199 (9.8%)
生産年齢人口 (15~64歳)	1,272 (60.8%)	959 (55.4%)	2,782 (62.1%)	2,009 (54.7%)	37,450 (59.4%)	28,918 (54.4%)
老年人口 (65歳以上)	505 (24.1%)	598 (34.6%)	1,022 (22.8%)	1,303 (35.4%)	17,573 (27.9%)	19,068 (35.8%)

()内は全体に対する割合

イ.誘導施設の考え方

土地区画整理事業が進み、交通拠点としての役割を有する新市街地であることから、主に子育て世代をターゲットとし、日常生活を支える機能について、誘導を図ります。

ウ.現在の施設立地状況

単位：箇所(商業のみ棟数)

		都市機能誘導区域内	公共交通徒歩圏内
行政	市役所(本庁舎)	-	-
介護福祉	地域包括支援センター	-	-
子育て	保育所等※子育て支援センター及び一時保育未実施の施設を含む	-	2
商業	店舗	2※	276※
	遊戯施設		
社会教育	図書館	-	-

※都市計画基礎調査の「商業施設、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅」の棟数計

※商業施設は平成29年3月時点、子育て施設は平成30年4月時点、その他は平成30年8月末時点

エ.誘導施設

以上を踏まえて、北藤岡駅周辺の都市機能誘導区域の誘導施設を以下の通り設定します。

		備考
子育て	保育所等	◆ 在宅で子育てしている家庭でも利用可能な地域子育て支援拠点や一時預かりのサービスを提供する保育所等
商業	店舗 (延床面積500~1,000㎡)	◆ 日常生活に必要なスーパー等の店舗

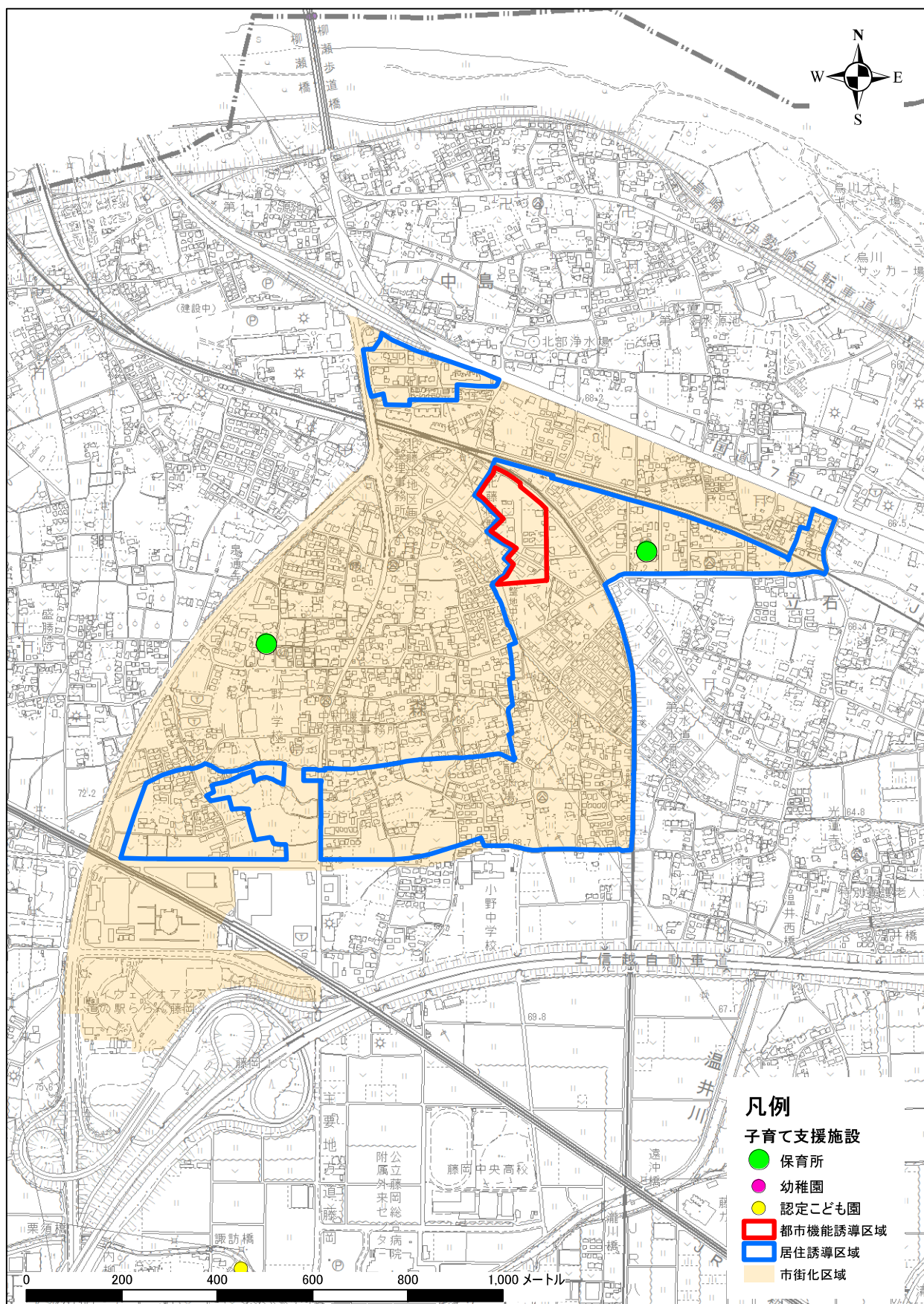


図 北藤岡駅周辺における施設の立地状況

③ まとめ

以上を踏まえて、誘導施設を以下の通り設定します。

		中心市街地	北藤岡駅周辺
行政	市役所（本庁舎）	○	
介護福祉	地域包括支援センター	○	
子育て	保育所等	○	○
	子育て支援施設	○	○
	一時預かり施設	○	○
商業	店舗（延床面積 500 m ² 以上）	○	○ 延床面積 1,000 m ² 未満
	遊戯施設	○	
社会教育	図書館	○	

「立地適正化計画作成の手引き」（平成 30 年 4 月 25 日 国土交通省）では介護福祉機能（通所系、訪問系、小規模多機能施設）及び医療機能（病院・診療所）も誘導施設として想定されています。しかし、地域包括ケアの考え方や、かかりつけ医は身近にあった方がよいことを踏まえると、都市機能誘導区域内に限らず市内に適正に配置することが望ましいため、誘導施設としては設定しないこととします。